

公害防止管理者制度について

●公害防止管理者とは

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、**特定工場**においては、公害防止管理者及びその代理者を設け、公害防止組織の整備を図ることが**義務付けられています**。

特定工場とは…

製造業(物品の加工業を含む。)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属する業種の次の工場です。

- ・ 大気関係

有害物質 (カドミウム、ふっ素化合物等) を発生する施設を設置するか、総排出ガス量が1時間当たり **10,000 Nm³**以上である工場。

- ・ 水質関係

有害物質 (カドミウム、ふっ素化合物等) を排出する施設を設置するか、総排出水量が1日当たり **1,000 m³**以上である工場。

- ・ その他

騒音、振動、ダイオキシン、一般粉じん、特定粉じんに関しても公害防止管理者が必要な場合がありますので、詳しくは[一般社団法人産業環境管理協会のホームページ](#)を御覧ください。

●公害防止管理者は以下の業務を管理します。

- ・ 使用する燃料、原材料の検査
- ・ 法に基づく立入検査時の立会い
- ・ ばい煙発生施設等の点検及び補修
- ・ ばい煙発生施設等及びこれに附属する施設の維持及び使用方法の監視
- ・ ばい煙発生施設等の事故時の措置
- ・ ばい煙量、排水等の測定の実施及びその結果の記録



資格を取得するには

公害防止管理者の資格取得には以下の2通りの方法があります。必要な区分の資格を取得してください。

- ①**国家試験** 全国の主要9都市 年1回(10月の第一日曜日) どなたでも受験できます
- ②**資格認定講習** 全国の主要8都市 11月~3月頃、複数回実施 講習日数 3~5日程度
受講するためには、技術資格か学歴・実務経験が必要です。
また、未選任工場が最優先されます。

問合せ先：[一般社団法人産業環境管理協会](#) Tel:03-5209-7713

●工場内に有資格者がいないときは…

特定工場ごとに公害防止管理者を選任することが原則ですが、以下の①～④のいずれかの場合であって公害防止業務が支障なく行うことができる場合には、公害防止管理者の兼務が認められています。

※以下の場合においても公害防止管理者の養成に努めてください。

- ①**同一会社**である場合には、2時間以内に移動できる範囲。
 - ②**親子会社**で、同一敷地内の工場において選任する場合。
 - ③**事業協同組合の組合員**(従業員数50人以下)が共同で公害防止業務を行う際に選任する場合。
 - ④近隣の**同業種の中小企業者**(従業員数50人以下)が共同で公害防止業務を行う際に選任する場合。
- ※兼務できる工場数は、①、②では**5以下**、③、④では**10以下**となります。



●公害防止管理者を選任したら…

公害防止管理者の資格を取得し、選任した場合には**選任届(2部)の提出**をお願いします。届出様式は[茨城県県北県民センター環境・保安課のホームページ](#)に掲載しておりますので御利用ください。

●公害防止管理者を選任しないと…

法により義務付けられた公害防止管理者を選任しない工場には、法に基づく**罰則**(50万円以下)が科されることがあります。

問合せ先

〒313-0013 茨城県常陸太田市山下町 4119 常陸太田合同庁舎内
茨城県県北県民センター 環境・保安課
TEL : 0294(80)3355 FAX : 0294(80)3357
E-mail : hokuse03@pref.ibaraki.lg.jp